

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成24年11月19日（月）

杉 並 区 議 会

目 次

議案の撤回の申出について	3
定例会の追加提案事項について	3
杉並区特別職報酬等審議会の答申に伴う対応について	3
地方自治法の一部改正に伴う対応について	8

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成24年11月19日(月)		午前9時58分～午前10時47分	
場 所	第1委員会室			
出席理事 (6名)	理事 富本 卓	理事 大熊 昌巳	理事 渡辺 富士雄	理事 小川 宗次郎
	理事 原田 あきら	理事代理 すぐろ 奈緒		
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子	副議長 島田 敏光		
出席理事者				
事務局職員	事務局 長 与 島 正 彦	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事	和久井 義 久	
	議事係 長 野 澤 雅 己	庶務係 長 高 橋 正 美	庶務係 主査 横 山 淳 二	議担 議担
	調査係 長 小 塩 尚 広	係広係 長 井 口 隆 央	調査係 長 杉 原 正 朗	
	担当書記 上 野 和 貴	係法係 長		

(午前 9時58分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《議案の撤回の申出について》

富本理事 何件かあるが、まず議案の撤回について、事務局から説明を願います。

議会事務局次長 11月16日、衆議院が解散されたことに伴い、選挙費が必要になるということで、区長部局のほうから、議案第73号補正予算（第4号）を同日付で撤回したい旨の申し出があった。同日付で議長から許可する旨の回答をし、議会掲示板に掲示をした。

補正4号を撤回して、選挙費を補正4号として11月16日に専決処分した。改めて、従前の補正4号については、補正5号として再提出する。この件についてはこの後の議会運営委員会で理事者から説明がある。

申しわけないが、議案第73号は回収したいと思っている。各会派の皆さんにお伝えいただきたい。できれば、皆さんが集まったところで集めていただくとありがたい。

富本理事 解散に伴う選挙費のため、補正予算の順序が変わることなので、4号が選挙の関係、5号が前回の4号というような形になる。4号の、今渡されている白い冊子に関しては回収するので、それぞれの会派で、昼とかに団会議等をやられるときに集めていただければ、事務局のほうで回収に上がる。間違えられたら困るので、よろしくご協力をお願いします。

では、この件はよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

《定例会の追加提案事項について》

富本理事 それでは、関連するが、追加議案についてお願いします。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。追加提案事項一覧だが、補正予算が1件、専決処分の報告承認が1件ということになっている。

富本理事 これもよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

《杉並区特別職報酬等審議会の答申に伴う対応について》

富本理事 続いて、先回持ち帰りとなっていた報酬等審議会の答申に関連しての今後の対応についてだが、それぞれ話をしていると思うので、各会派からの意見を聞かせていただきたい。

まず自由民主党から、私ども区議会議員としてはそれなりに仕事もやっているのに、非常に残念な答申だという思いはある。できる限り何とかならないかという意見は強い。しかしながら国会のほうもなぜかああいうことになり、そういう中を勘案して、まず期末手当については、本則による引き下げということで対応もいたし方ないと考えている。

ただ、報酬本体については、私どもの会派としては以前から、議員と職員の立場は違うので、同一に扱う必要はないという思いも強いので、これについては現状維持でいいと。0.2%という差額でもあるので、今回、議員と職員の立場の違いを出すということにおいては、0.2%はそのままでいいという意見が大勢を占めている。ただ、これは各会派との調整もあるので、いろいろ柔軟には対応したいが、そういう考えである程度まとまっている。

渡辺理事 なかなか難しい問題で、これまで期末手当はずっと附則で対応してきて、いろいろ議論もあった。ただ、今の情勢と、また国会で議員自ら身を削っていくというような声もあり、附則のままというのはいよいよ難しい状況であるということ認識しなければならぬという中で、ただ、丸々本則でよいのかというところもあったが、ほかの会派と相談しながらその数字については決めていってやぶさかでない。本則にしていく方向でということ。

報酬については、自民と同じで、果たして職員の給与と議員の報酬が同じ考えでいいのかという話はあった。その辺は議論の余地はあると思うが、議会は議会でやっていくべきであろうという方向で考えている状況。

原田理事 議会でというのは。

渡辺理事 議会の中で。要するに、当然我々で決められることだが、お手盛りにならないというか、今の状況でお手盛りになることもないので、そういう中で皆さんと話し合いながら決めていくべきだと。

富本理事 報酬そのものは皆さんと相談ということか。

渡辺理事 はい。できれば本則にするというところで抑えられればという意見は出ている。

原田理事 本則で下げる。

富本理事 それは期末手当か。

渡辺理事 期末手当は本則で下げる。期末手当を本則にするかわりに、報酬については、0.2%はあえて下げなくてもいいという話である。

小川理事 大変申しわけない。いろいろと議論しているが、まだ結論出ていない。これは、中日か。

富本理事 はい。日程的には後で説明する。

小川理事 申しわけないが、結論は出ていない。中身云々というのは割愛させていただく。

原田理事 うちは、期末手当については本則で削減せざるを得ないだろうと。

報酬についても、この報酬審の答申を見ても、費用弁償を削減したとか、政務調査費についてもけじめをつけたということを出しているが、報酬とは別の話ということで、引き下げに依りざるを得ないのではないかという見解。

小松理事 うちは、議員の期末手当そのものに対しては否定的なので、提案者になることは難しい。この答申に対しては、本則として規定するとしたことを評価するし、人勧のとおりで結構である。

富本理事 報酬そのものについては。

小松理事 このとおりで。

富本理事 要するに、0.2%下げるという方向か。

小松理事 はい。

富本理事 今それぞれの会派から出たが、期末手当と報酬を分けて話しする。

民社は持ち帰りということだが、期末手当については、今までは附則でずっと対応してきた歴史があるが、本則やむなし、3.43か月の方向でやむなしというのが民社を除いてのそれぞれの会派の意見としてはある。うちの会派としては、少しでも粘りたいという気持ちもあるが、いろいろな状況を見ると、いたし方ないというのが大勢である。

それと、報酬については、0.2%下げる答申に、そのまま答申どおり受け入れるという会派と、それについては受け入れなくてもいいということを念頭に置きながらも、あとは柔軟に対応するという会派と、少し分かれていると思う。それと、民社はまだ結論が出てない。大体各会派の意向はわかった。

そこで、ネミは前に出された、期末がゼロとか、そういうのは出すつもりはないのか。

小松理事 ない。

富本理事 では、とりあえずそこは確認できたので、それを確認した上で、切り分けて考えていきたい。承知のとおり、期末手当については基準日があるので、今月中に決着をつけなければならない。報酬については最終日でも対応はできる。民社の結論もあるので、切り分けて物を考えるということで対応していきたい。

議事係主査 期末だけ、きょうじゅうに何とか結論を出していただきたい。

富本理事 期末手当に関しては基準日があり、予定としては21日に理事会等で決めて、22日の中日に上程をしたいということがある。28日に本会議が予定されているので、そこで結論は決めていきたいと思っている。なので民社は大変申しわけないが……

小川理事 いろいろな考えがあると思う。期末手当と報酬がセットという考え方もある。

富本理事 はい。

小川理事 本則にするのであれば、0.2%下げるのもセットだろうと。それを切り離すという考え方が私なかったので、セットでやると誤解していた。

きょう本会議なので、夕方までに。セットという意見も出てくることはあらかじめご容赦いただいて、すべて報酬審どおりということもある。夕方まででよろしいか。

議事係主査 そうすると、夕方にもう1回理事会を開くのか、それとも結論だけで……

小川理事 うちの結論だけを事務局に言うというやり方でどうか。

議会事務局次長 提案者を決めていただかないといけない。

富本理事 議案の提案をどうするかということがある。先ほど、ネミは賛成しても提案者にならないとか、いろいろな意見もある。その辺もちょっと調整しなければいけない。

あと各会派に、民社の意見も決めて……

小川理事 期末手当のセットではないということは……

富本理事 いや、セットという考え方もある。

小川理事 私はセットだと思っていた。了解した。では、期末手当についてはきょうじゅうに言えばいいか。

富本理事 はい。

小川理事 報酬については後日でもいいのか。

議会事務局次長 報酬については、どこで施行させるかだけなので、4定の最終日で議決、公布でも、1月からということになるので、まだ時間はある。

小川理事 では、繰り返す。期末手当についてはきょうじゅうに結論を出す。セットでも、期末手当は別だから全然問題ないということで、うちの会派が委員長と事務局に言えばいい。そういうことでよいか。

議会事務局次長 提案者をどうするのかといったところで、民社はそのときに提案者になるかならないかをきょうじゅうに決めるということで……

富本理事 なるかならないかは、民社がどういう結論かもわからない。

小川理事 私が言っているのは、セットだと思っていたので、その議論をしていた。セットではないということは大方決まっている。だから、本則で行くということを一応確認しなければいけないので、きょうじゅうでいいかということを行っている。

原田理事 例えば、今暫時休憩にして、それを聞いてもらうというわけにはいかないか。

富本理事 みんな集まってない。

小川理事 3.43か月の本則にするということがあらかた決まることはあるので、さっき言ったようにセットだと思っていたので、当然、3.43か月の本則であれば提案者になるの

で、その確認も含めてきょうじゅうでいいかということ。

議会事務局次長 きょうじゅうに確認いただければ、改めて理事会は開かなくて、それをもって事務局のほうで議案を作成するという形にしたい。

富本理事 ただ、そうであれば、この理事会でそれは確認しておかないといけないという作業があるが。

小川理事 それは、ここで確認すればいい。

富本理事 では、民社のほうで、期末手当についてはきょうじゅうに結論を出していただくということがまず1つ。

それで、それをもとにして、3.43カ月の本則で固まったと仮定した場合だが、ネミを除く、ここに所属する会派の議運のメンバーで提案者になるのか。そういう形でのよろしいか。期末の本則ということであれば。

原田理事 うちはなれる。

富本理事 ネミはなりたくないということなので、それはそういうことで。

提案者代表は私がやるということになるのか。そういう形でのよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、民社もそういう中で議論をしていただきたい。

副議長 議運のメンバーでやるのか、提案者を募るのか。議運のメンバーでいいか。

富本理事 ネミがオーケーされていれば、議運の委員で出すというのが通例だが、ネミがならないということであるならば、どちらでもいいが。

議会事務局次長 議運提案ではないので、4名以上の方がいれば提案できる。ただ、賛同される会派の方となると、今ここに出席されてない会派の方をどうするのか、その辺も出てくる。それであれば、この議運のメンバーでというのが一番早いと思っている。どちらでも可能。

富本理事 では、これはどうするか。

原田理事 いいのではないか、議運のメンバーで。ネミを除いて。

副議長 よくわからなかったので聞いただけだが、皆さんが決めれば。

富本理事 要するに、各会派、例えば自民党であれば、私を含めて全員の名前を載せるという方法がある。ネミを除いて、こちらの会派全員、ほかがまとまればそういうやり方、プラス非交渉会派の方にも声を聞いて、賛同される方は名前を載せるという方法、それか、こちらの会派の議運の委員だけでやるという方法がある。これはどちらでも選択はできるので、逆にこの場で決めていきたい。

渡辺理事 これは附則でやっていたが、附則のときは……

富本理事 附則のときは議員の賛同者でやっていた。要するに、議運とか関係なしに、たしか全員が名前を連ねた記憶がある。では、今回も賛同者の方式でよいか。

渡辺理事 踏襲したほうがいい。

議会事務局次長 では、ちょっと確認した上で、前回のとおりの形です。

富本理事 では、前回の方法を踏襲するような形を基本に考えていきたいと思うので、よろしく願います。

では、今の話は決まった。報酬に関しては、きょうは民社はそこまで多分話が行かないと思うので、これに関しては、また後日こういう形で話し合いをする機会を設けて、それぞれの会派の結論に応じた対応をしていきたいと思う。

《地方自治法の一部改正に伴う対応について》

富本理事 続いて、自治法の改正について、先回話をして、資料もお配りした。これについても各会派からご意見をお願いします。

自民党としては、特段問題ないと判断した。

渡辺理事 特に今のところ……。

小川理事 全然問題ない。

原田理事 公述人のところだが、会議規則の13ページで、第9章の2の83条の5「公述人の発言」という項があり、ここで特に3項、かなり事細かに「公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。」とある。

まず質問のだが、今までの公述人、参考人の規定でもこういう項があるのか。

議会事務局次長 先日お配りした委員会条例のほうに規定がある。委員会条例をちょっと見て、委員会条例の新旧対照表の4ページ、ここの21条から27条「参考人」まで規定があり、第24条「公述人の発言」というところの3項で、「発言がその範囲を越え、又は不穏当な発言があつたときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。」ということで、同様の規定がある。

原田理事 いずれにしても、議長は、議会の運営に当たっては、そうした不穏当な発言、言動があつたときは制止することは、ここまで厳しい規定をつくらずとも権利として持っていると思うが、ここまであえて、見た目に区民にとって余り気持ちのよくない項目をつくる必要があるのかという気はしているが、どうなのか。

議会事務局次長 今まで委員会ですり規定を設けているので、それとの整合性を図るという意味でも、本会議でも同様の規定を設けるべきと考えて作成したもので、これはこの場でまたご議論いただきたい。

原田理事 もしほかの会派の皆さんで、特にあえて書く必要のない項目であるとすれば、委員会条例も含めて削除してもいいのかと。そもそも議長には、あるいは委員長にだって、それを制止する権利はあるので、あえてこの項目はなくてもいいという気はする。

富本理事 あと、ほかに問題提起はあるか。

では、ネみからはあるか。

小松理事 まず、委員会条例のほうからだが、前回ちょっと質疑があった第2条の「常任委員会の所属」のところ、「議員は、それぞれ1の常任委員となるものとする。」の部分だが、今の自治法では1以上に所属することができるというものを、条例にしたときにわざわざ権限を狭めることもないと考える。この部分はむしろ自治法と同じでいい。

それと、会議規則だが、今原田理事が言った部分については、同じようなことだが、既に議長の権限として持っているので、ここであえて書き入れる必要はないというのと、その下の83条の6の2項の部分、「公述人は、議員に対して質疑をすることができない。」この部分に関しては、今、議会基本条例制定に向けた議論が特別委員会の中で進んでいる中で、反問権のことについて議論があり、論点整理や質疑の趣旨を問うような発言は許可すべきではないかというような声も出ていると聞いているので、この部分も要らないかと思う。

以上3点。

富本理事 今、特段という会派と、あと、テーマとして議論するということで、公述人のところで、1つは公述人の発言の制止の問題、そこが強硬ではないかというご意見、それと、公述人が質問できないというところに関する問題、それと委員会条例の所属の1ということ、こちらの3点が提起された。これについて、とりあえず事務局のほうから何か、たたき台を示したほうの見解はあるか。

議会事務局次長 まず、公述人の発言の関係だが、先ほど言ったとおり、これは委員会条例に合わせたところ。

あと、反問権、83条の6の「議員に対して質疑をすることができない。」もともと公述人は、ある案件に対して意見がある方が出てくるといったことで、意見を申し述べることは可能だが、議員に対して質疑をするというのは制度上いかななものか。反問権というのは、区長なり行政機関のほうにそういった権利を付与しようというもので、公述人の制度とは——持たせてはいけないということではないが、趣旨が違う、と事務局としては考えている。

委員会条例の「それぞれ1の常任委員となるものとする。」というのは、自治法は確かに「少なくとも一の常任委員となる」という規定になっているので、2になることも

可能だが、実態上、今現在、これまでもずっと1つの常任委員会である。事務局としては、それに合わせて規定を整備したらいかかということで提案したものである。

富本理事 今その3点があり、事務局のたたき台作成者としてのご意見を伺った。ほかの会派の方で、特段この3点について質問等はあるか。

小川理事 1点だけ、これは議論していいのかと思ったのは、さっき言った委員会条例の「1の常任委員となるもの」というのは、現状の条例案文でもいいと。委員会条例の第2条で「議員は、それぞれ1の常任委員となるものとする。」というのが新しい改正されたもの。常任委員会でも、議員は2でも3でも委員会の所属になっていいということであった。そういうのを残すために、「1の常任委員」ということを載せることについて、賛成ではなく、議論をしていいということ。

富本理事 ほかに。——今提案があつて、これも持ち帰りにしたほうがいいか。今、問題点がないという会派の方と問題点を指摘された会派の方がいるので、それぞれ会派でまた、今出た提案についてどう思うかと。例えば公述人の意見、ポイントが2つあった。それから委員会の話もあった。これについて、問題ないという立場の方も、そういう提案があった、その提案について一応会派で意見を伺って、どうするかということは聞いたほうがいいか、今この場で結論を出すのか。

小川理事 うちには別に、この場で議論してもいい。さっきの公述人の件については問題ないと思っている。委員会の部分だけ結論を出しても結構だし、それはお任せする。

渡辺理事 うちには、内容について特段問題ないと思っている。1個ずつだとまた長くなるので、もしこの場で結論を出すならば、このままでいい。

大熊理事 このままでいい。

富本理事 とりあえず分けると、公述人の件については、結局焼き直しという部分でやっている、これについては、言っている趣旨はわかるところもあるが、こちらの会派は別に、それはそれとして理解はしながらも、この規定そのものを記載することに特段問題を感じてないということだが、どうか。

原田理事 この間、傍聴の権利についても、割と上から目線の表現というか、議会側からの表現を、柔軟な表現に変えようという動きが出てきていると思うが、その一環として、公述人、参考人が来た場合は、彼らに一定の自由度を与えていくとか、上から目線の表現とかそういうのを改めていくという姿勢は大事かと思って、1つの意見として提案したが、確かに焼き直しという面もあるということなので、これにこだわってきょうの議論を先延ばしにするつもりはないので、各会派がこれはこのままで行こうというのであれば、今後の議論として留意しておいていただければというところでとどめたい。

富本理事 こうは書いてあるが、それはとらえ方の違いで、別にこちらの会派の方も、公述人に非常に制限を与えろとかそういうつもりではなくて、不測の事態があった場合の規定を一応置いておいたほうがいいという立場で、公述人に対する物のとらえ方というか、扱いについて差があるようには感じてなくて、それを規定するかどうかということで意見が若干違うということ。

今共産党からもその点について前向きな提案もあったが、それに留意した上で、今定例会中にある程度規定も整備したいし、これに関しては、基本的にはある程度この理事会でまとまって提案することが良識だと思うので、そういう思いも込めて原田理事も提案したと理解しているが、小松理事、いかがか。まず、公述人の件。

小松理事 外部から公述人を呼んで開かれた議会にしていこうという、その項目と受けとめているので、その趣旨からして、ほかの表現についても、何だかこれでは参考人は随分来にくくなるなというか、市民に対して開かれた議会と受けとめるかと思うような箇所はほかにもあるが、とりわけこの83条の5の3項だが、議長は既に権限を持っているので、わざわざここに書かなくてもというのが趣旨だったが、整合性を図るところもわかる。ここでまとまっていくことも必要だと思うので、理解はするところ。

それから、質疑をするところは、これもほかの会派の方が特段問題ないと言うのであれば、まとまっていくことにやぶさかではない。

富本理事 余り活用されてない制度で、今後議会としても活用していかなければいけないという制度ではあるので、活用を図った際には、今そういうご意見があったということに留意しながら公聴会とか公述人の制度を運用していくということを確認した上で、こちらの規定については現状のままでご了解いただいたと判断する。

それから、委員会条例の「1の常任委員」のところだが、小川理事もこれは要らないということか。必要ないということか。そこはどうか。

小川理事 会派では別にそのままでいい、問題ないと言うが、ただ今提案があったので、確かに杉並区の現状に照らし合わせれば1の常任委員だが、法解釈上は2つ入っても3つ入ってもいい。そういうところで、ここで議論を簡単にしてもいいのではという程度。

議会事務局次長 改正前の自治法では「少なくとも一の常任委員」ということになっていたが、その規定が削除されてしまったので、どういう形がいいのか。事務局としては、現状を記載しておいたほうがいいと考える。「少なくとも一」というのだと、2入りたいとか3入りたいといったときに、委員会条例上はできるということになる。

富本理事 あとは1つの方法としては、条例に書かないで申し合わせにするというのはどうか。

議会事務局次長 今法律事項で規定しているものなので、基本的には条例で書くべきだと考える。なければならないで、そのとき決めればいいというのはあるが。あと、定数が決まっているので、そこで読めるとは思う。

小川理事 確かに、今ヒントを与えていただいたが、定数があれば、「1の常任委員」というのは基本的には同じことになる。

富本理事 そのとおり。

小松理事 定数は条例で決まっている。

議会事務局次長 委員会条例の新旧対照表の11ページに、2条の2項で定数は書いてある。

富本理事 ただ、欠員が出た場合はある。例えば、都議会に行かれる方もいる、そういうことも含めると、欠員が出ると、2委員会に入ろうということもできないことはない。

議会事務局次長 できなくはない。欠員が1人出れば、定数からいけば1人の方が2つ…

富本理事 定数から読めるということは、読めるが、あいている分は一部の人が入れる可能性もある。

議会事務局次長 それはある。

小川理事 今のいろいろな話を聞くと、書いたほうがいいと思う。

富本理事 そうなことだが、どうか。

原田理事 書いたほうがいいというのは、このままか。

富本理事 要するに、このままということ。

原田理事 うちとしては、極めて柔軟な議会運営というのを考えたときに、1つのあり方として、1人の議員が複数の委員会に出られるというのは、ありようによっては活性化することにもなるかとは考えるが、7人とか10人とかの小さな議会ではなくて、48人いる議会の中で、だれか1人の議員が複数の委員会に出るとしたら、大きな会派も、では、うちもそれに合わせて出るぞとなれば、委員会はめちゃくちゃになるなど。あるいは、委員会の賛否がほとんど本会議に反映しないことも出てきたりするののかということを見ると、そういうのもありなのかもしれないが、現状では非現実的だということで、うちは、とりあえず現状を書くということについて、大勢がそうなっているので、それでもいいという結論。

小松理事 うちが考えているのは、現状がどうかということではなくて、「少なくとも1の常任委員となる」と自治法で定められている理念というか、それがあろうと思う。それを条例で定めるときに、わざわざそれをなくしてというか、権限を狭めるような規定にすることもない。現実的にどうかということではなくて、自治法に書かれているものをそのまま記載するということがいいという考え。

議会事務局長 ただいま小松理事から、地方自治法の本旨に関するような話だったが、地方自治法を解釈するとき、現実的にいろいろな、200人の青ヶ島村から1,300万人の東京都が1つの地方自治法に基づいて何かを規定するというのは非常に難しく、どこの自治体も、実際には地方地方の中で、その自治体に合った現実的な、かつ議会が円滑に運営される方向で議論をし、決定されているという感想を持っている。

富本理事 小松理事、ほかの会派は一応納得いただいた部分があるが、そこで、ちょっと私のほうから提案すると、複数委員会の件は、言うとおりの自治法の改正の本旨がそういうところにあることはわかるので、今後、議運等でも議論していくこともやぶさかではないと思っていることが1つ。

それから、どこまで具体的に書くかは別としても、今回の地方自治法の改正の本旨の話を提案説明の中に入れて、ただ現状を確認するという上でこの条例整備をしたというような一文を入れるという形でご理解いただけないものかと。そうすれば、一応それは理解した上だが、現状のルールを確認しただけだというような形にとれるのではないかと思うので、そういう形で納得いただけないか。

小松理事 今の富本理事の整理したことで納得できる。

富本理事 それでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、こちらのほうは一応この理事会で話がまとまったので、これを議員提出議案として提出して、提案理由も少し考えて説明させていただく。

そうすると、提案者は議会運営委員会委員全員ということによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、そのような形にさせていただく。

次に、政務活動費について、ある程度概要が出てきたので、事務局から説明をお願いする。

議会事務局次長 お手元に政務活動費の交付に関する参考条例等検討委員会報告書というちょっと厚目のものをお配りした。これが市議会議長会から、先週金曜日、11月16日にこちらのほうに送付された。事務局でもまだ内容は細かく確認はしてないが、条例と規則の参考例が記載されているので、今後、杉並区議会としても、これを参考に政務活動費の交付に関する条例等を検討していかなければならないと考えている。現在のところ、法律の施行が3月1日を予定されているということなので、1定の中日ぐらいまでということ考えているので、参考までにきょうはお配りした。

富本理事 こちらは参考資料ということで、分厚いし、物が届いたばかりなので、事務局

のほうもまだ整理がされていないということなので、どうしても何かご質問したいところがある方がいれば伺うが、きょうのところはそんな形でとりあえず受けとめていただきたい。

ちょっと私のほうから確認だが、先ほどの会議規則ではないが、事務局として1つのたたき台みたいなものをこちらもつくっていくことになるのか。

議会事務局次長 この定例会が終わったら、また政務調査費の検討委員会があるので、そういうところで、また事務局でたたき台を示しながら検討していただきたいと思っている。

富本理事 そうなると、12月の半ばぐらいにできてくるが、検討会であるとか、また、先ほどの話と一緒に、議運の理事会等でも議論して行って、最終的にどういう結論になるのか、1月中に話し合いを少しずつしていかざるを得ない。代表質問とかやられる方もいるし、また、2月も中旬ぐらいにはこれを決めないと、施行日の問題があるので、日程の序盤で話を決めていかなければいけない問題なので、そういうスケジューリングが予想されるということでご確認をいただきたい。

では、本日の議題については以上だが、ほかに何かあるか。

議会事務局次長 このたび東京都知事選と衆議院選挙が開催されるということで、本庁舎中棟の6階で期日前投票が行われる。今までも、平日の5時以降と土日、エレベーターの内部に階を押すところが地下2階から6階までであるが、平日の午後は1階と6階しか押せない、土日は地下2階と1階、6階という形になっている。地下に行きたい場合は、ご承知のとおりお願いしたい。区民の方が間違えないように、1階、6階という形でマスクをするという要請が選挙管理委員会事務局からあったので、ご了承いただきたい。各議員にはポスティングをする予定。

富本理事 毎回そういう形になっている。その辺は常識の範囲でうまく対応していただければと思うので、お願いする。

それから、今事務局に調べてもらったが、前回の議提に関しては、賛同者を募ってやっている。今回もそれでよろしいかと思うので、よろしく願いをする。

では、ほかはよろしいか。――なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前10時47分 閉会)